

令和元年台風第19号に係る被災した住宅の 応急修理について



災害救助法に基づき、令和元年台風第19号により大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊に限る。）となった住宅について、次のとおり応急修理を実施いたしますのでお知らせします。

1 対象の方・対象の住宅

- (1) 次の全ての要件を満たす者（世帯）が対象となります。
- ア 現に居住していた住宅が**大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊に限る。）**の被害を受けたこと。
 - イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。
- (2) 半壊又は一部損壊（準半壊に限る。）の場合は、(1)に加え、自らの資力では、応急修理をすることができない者（世帯）であること。

2 応急修理の範囲

日常生活に必要で欠くことのできない部分の破損箇所であって、次の4項目のうち、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所において実施します。

- (1) 屋根、柱、床、基礎等
- (2) ドア等の開口部
- (3) 上下水道等の配管、配線
- (4) トイレ等の衛生設備等

注意事項

- ア 市が直接工事を発注します。（現物支給）
- イ 災害による被害と直接関係ある修理のみが対象です。
- ウ 内装に関するものは、原則として対象外です。
- エ 修理の方法は、代替措置でも可能です。例えば柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設することもできます。
- オ 家電製品は、対象外です。
- カ エアコンの室外機、カーポート、物置など住宅の外に設置されたものは、対象外です。
- キ 洗浄・消毒は、対象外です。
- ク 申込前に修理を実施している場合は、対象外となります。

3 応急修理の限度額

- (1) 大規模半壊又は半壊の場合：1世帯当たり595,000円(消費税込)以内
- (2) 一部損壊(準半壊に限る。)の場合：1世帯当たり300,000円(消費税込)以内
 - (1)及び(2)の費用には、原材料費、労務費、修理事務費等一切の経費を含みます。
 - 対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。
- (3) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。
- (4) 借家の場合は、原則としてその所有者が自身の責任において修理を行うものですが、所有者が修理を行えない場合等には、入居者が所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

4 受付場所・受付時間(令和元年10月29日から受付を開始します。)

(1) 受付場所

- ア 津久井総合事務所(緑区中野633)
- イ 相模湖総合事務所(緑区与瀬896)
- ウ 藤野総合事務所(緑区小淵2000)
- エ このほか、郵送で申請することも可能です。

左記のほか、臨時の受付窓口を開設いたします。

- 11月1日(金) 鳥屋出張所、青根出張所
- 11月5日(火) 串川出張所、青野原出張所

(午前10時～正午、午後1時～午後4時)

(〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 建築・住まい政策課)

(2) 受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時となります。

ただし、11月2日(土)～11月4日(月・祝)は、上記時間で受付を行います。

5 問合せ先

専用ダイヤル 042-707-7041(4(2)と同じ時間内)

6 手順のおおまかな流れ

応急修理の申込み(申込者 市)

応急修理申込書、罹災証明書の写し等の提出

窓口における書類審査

市から指定業者の紹介、修理見積書、住宅の応急修理指定業者願書の配布

受付印を押した応急修理申込書の写しを申込者に返却

修理見積依頼(申込者 施工業者)

申込者は、施工業者を選択し、修理見積を依頼

施工業者は、修理見積書を市と申込者に提出

修理実施(市 施工業者)

市は、施工業者に修理を依頼。施工業者は申込者に市から依頼を受けた旨の連絡

施工業者は、修理実施後、市に工事完了報告を提出し、修理に要した費用を市に請求。

ただし、修理の限度額を超えた部分、災害による被害と直接関係のない修理については申込者の負担となります。

問い合わせ先

建築・住まい政策課

電話 042-769-9817(直通)